

# 出番あります 居場所もあります

## 第2回

### 「ウチらの町の老人クラブ」

主に自治会単位を基本とした、概ね60歳以上の皆さんによる自主的な組織が「単位老人クラブ」と呼ばれています。

老人クラブでは、培ってきた知識や経験を生かした、地域を豊かにするさまざまな活動

が行われています。

今号では、地域で活躍されているみなさんを紹介いたします。

問い合わせ先 介護福祉課 ☎23・9660  
番、FAX26・1768番

### みんなで笑っているのがいい 平田大沢清算会の「憩いのサロン」

「憩いのサロン」は、毎月第2、第4火曜日自治会内の集会所で開催されています。「何も無い一日よりも、通



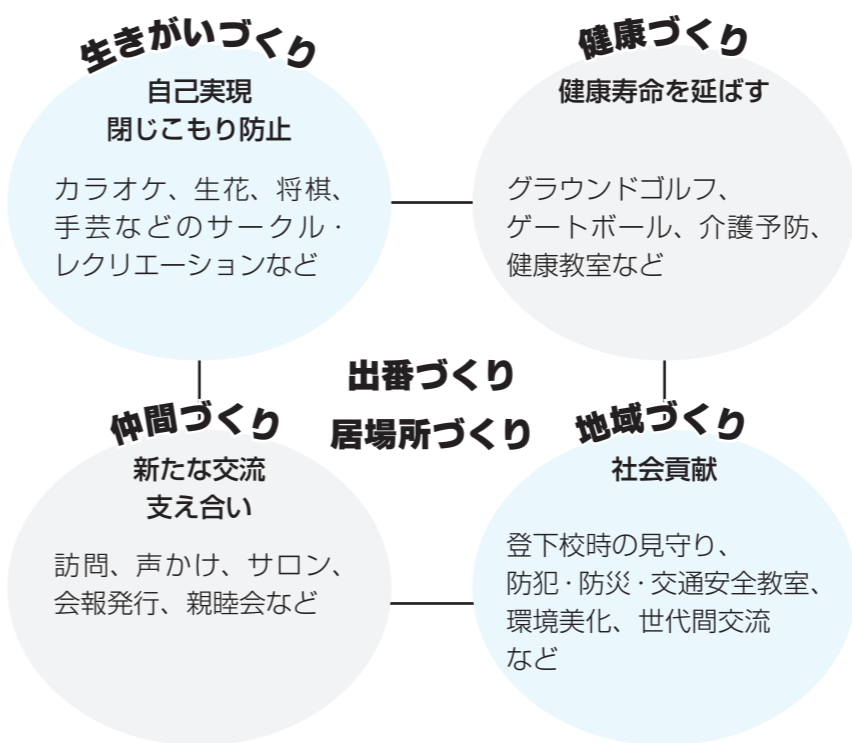
▶憩いのサロンの様子

うだけでも集まろう」と平成27年2月から始まりました。サロンでは、毎回15人ぐらゐが集まり、輪投げなどのニュースポーツやカラオケ、手芸などが行われています。参加していた80代の女性は笑顔で「家にいても、一人だとすることがない。みんなと一緒にワイワイ話すのが楽しい」と話していました。

サロンの運営は、会員が協力して行っています。この日の昼食は、男性会員が「単身赴任時代に培った力」で手作りした中華風雑炊でした。

今後は、地域に住む会員でない高齢者にも声をかけるため、「自治会を巻き込みたい」とさらなる活動の充実を計画されています。

### 老人クラブの主な活動



▶昼食の準備をする会員

老人クラブに加入しませんか？

市内では98クラブ、約6、500人が活動されています。みなさんも、出番づくり、居場所づくりのために加入しませんか。詳しくはお問い合わせください。

### 単位老人クラブの活動費を一部補助しています

市では、高齢者の社会参加生きがい活動、友愛活動などを行う単位老人クラブの活動費を一部補助しています。対象になるクラブや活動内容には、一定の条件があります。詳しくはお問い合わせください。

次回は、「地域包括ケアシステムと老人クラブ」についてお知らせします。

次回掲載は広報ひこね5月1日号の予定です。



### 彦根市役所の組織が一部変わります

#### 困人事課

新たな行政課題に適切に対応し、効率的な行政運営を行うため、4月1日(金)から組織を一部変更します。

#### 【設置】

▼地方創生推進室・シティプロモーション推進室

秘書広報課を「秘書政策課」に改称し、同課内に地方創生に関する総合的な企画、調整や推進を行うための「地方創生推進室」と、彦根市の魅力を内外に積極的に発信するため「シティプロモーション推進室」を設置します。

▼庁舎耐震化推進室

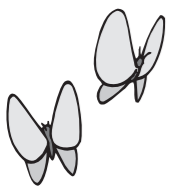
公有財産管理室を「公有財産管理課」とし、同課内に市役所の庁舎耐震化業務を効率的に行うため「庁舎耐震化推進室」を設置します。

▼地方公営企業法推進室

下水道事業に地方公営企業法の適用を推進するため、上下水道部に「地方公営企業法推進室」を設置します。

▼彦根市消費生活センター

生活環境課に設置している消費生活相談窓口を「彦根



市消費生活センター」に改称します。

問い合わせ先 困人事課 ☎30・6106番、FAX22・13098番

#### 市立病院の組織

#### 【設置】

▼経営戦略室

地方公営企業法の全部適用移行に合わせた組織強化を行うため、新たに病院事業管理者を設置します。また事務局に「経営戦略室」を、医事課に「診療情報管理室」を設置します。

▼患者家族支援室

医療社会部を「地域連携センター」に改称し、センター内の医療相談室を「患者家族支援室」に改称します。また地域連携や在宅支援を推進するためセンター内に「在宅医療支援室」を設置します。

問い合わせ先 病院総務課 ☎22・6050番(内線3522番)、FAX26・0754番

### 申請方法が変わります 埋立ごみの搬入

#### 困生活環境課

中山投棄場に埋立ごみを搬入するには「不燃廃棄物搬入許可申請書」が必要です。

4月1日(金)から中山投棄場での埋立処理を終了し、民間業者に処理を委託することから、受け入れ基準を遵守してください。また、ごみの発生場所を明確にするため、申請者の住所を運転免許証などで確認します。

申請先 困生活環境課、困清掃センター、支所、各出張所

問い合わせ先 困生活環境課 ☎30・6116番、FAX27・0395番

### 安心して就学するための 就学援助制度

#### 困 学校教育課

経済的な理由で、子どもの就学に必要な経費を負担することが困難な保護者に、学用品費、学校給食費などの一部を援助します。

対象 彦根市に住民登録があり、小・中学校に在学する子どもがいる人で、次のいずれかに該当する人

▼市民税が非課税または減免を受けている人

▼児童扶養手当(児童手当ではありません)を受けている人

▼生活保護が停止または廃止になった人

▼困教育委員会が就学援助費の受給が必要と認める人

▼給付内容 学用品費、学校給食費、修学旅行費など

▼手続方法 各小・中学校または困教育委員会(市民会館2階)にある所定の申請書に必要事項を書いて、子どもが在学している学校に提出してください。

※平成28年1月1日現在の住所が他市町村の場合は、所得を証明する書類(平成28年度課税証明書などで前年度の所得が記載されているもの)の添付が必要です。

※申請は、年度途中でも受け付けますが、援助は認定日以降の月額になります。

※申請日学校に申請書を提出した日(がその月の16日から月の末日までの間にあったときは、翌月分からの給付になります)。

問い合わせ先 困教育委員会 学校教育課 ☎24・7973番、FAX23・9190番

### 平成27年度彦根市水道事業 事業評価報告書の公表

#### 困 上下水道総務課

水道事業は、平成16年度に「彦根市水道事業中期経営計画」、同22年度に「彦根市水道事業第2期中期経営計画」をそれぞれ策定し、これに基づいて健全な経営を持続できるように取り組んでいます。

この計画の取り組みの一つとして、公募委員や有識者で構成する「彦根市水道事業評価委員会」を設置し、事業評価を行っています。

この事業評価は、水道事業を彦根市の外部から評価し、その結果を公営企業としての経営に生かすためのものです。平成27年度中に、合計3回の委員会を開催し、同26年度事業の評価結果を「平成27年度彦根市水道事業 事業評価報告書」にまとめました。

この評価報告書は、情報公開コーナー(市役所1階)や、上下水道部の窓口(市民会館1階、彦根市ホームページ)で閲覧できます。

問い合わせ先 困上下水道総務課 ☎22・8477番、FAX24・4054番